



# グラフ KCジャパン50年の軌跡

## Episode 1

1973(昭和48年)10月26日  
ザ・ケネルクラブ・オブ・ジャパン発足



初代会長/衆議院議員 源田 實



会報創刊号



日本初のコンピューターにより制作された血統証書



執行委員長/永野 泰

## Episode 2

1983(昭和58年)  
社団法人取得  
社団法人  
日本社会福祉愛犬協会設立

懐かしい登録チケット

1986(昭和61年)  
CRC日本愛猫血統登録センター開設



CRCロゴマーク

## Episode 3

## Episode 4

1991(昭和56年)  
国際団体「アジア育犬連盟(KCUA)」に加盟

海外交流も活発に行われ、審査員の国際交流や海外加盟団体との間で国際血統書として流通し、生体の輸出入が増える。



KCUA加盟サイン&銘板額

## Episode 5

1991(平成3年)  
犬種標準書の作成

1981年英国 KC Standards of The Breeds 及び米国 AKC The Complete Dog Book の日本語版“完全なイヌの本”の提供により許可を得て、詳細を確認、自主のものとしてトイグループスタンダードを制作。以降ノンスポーツングまで7グループ完成には1991年(平成3年)までの10年の歳月を要した。



トイG/スタンダード7冊

## Episode 6

1995(平成7年)1月17日  
阪神淡路大震災発生

「尻尾の生えた天使」101匹ワンちゃん大行進募金活動で被災地支援。



チャリティ行進&募金風景

2008(平成 20年)11月

Episode 8

### 新犬種「豆柴」公認

ライフスタイルの変化、社会のニーズに応えるべくマンションで飼育可能な日本犬として、豆柴を公認。



豆柴公認記念号会報

2003(平成 15年)10月

Episode 7

### 内閣府認証特定非営利活動法人 (NPO 法人) を取得

昭和 48 年 (1973 年) の創立から 35 年、翌 2004 年 (平成 16 年) 1 月より新法人に業務移行。



NPO法人A4血統証書

### 通学路防犯パトロール 「犬のおまわりさん」スタート

NPO 法人取得記念事業として、犬は家族の一員から社会に貢献して市民権を確立すべく全国展開。



犬のおまわりさん活動

2015(平成 27年)11月

Episode 9

### KKC/UAKC「豆柴」国際公認

ユニオンオブアジアケネルクラブ (アジア愛犬連携) において国際公認された。



世界に広がる国際交流

2022(令和 4年)2月 24日

Episode 11

### ロシア軍によるウクライナ侵攻始まる



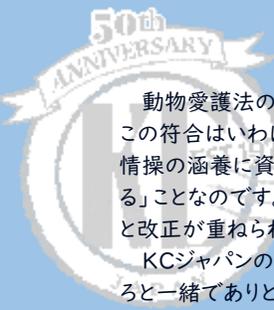
2019(令和元年)5月

Episode 10

### 令和元号記念事業「プレミアム血統書」発行

新犬種豆柴の遺伝病根絶に向け業界初の遺伝子検査記載血統書を発行。

|                          |         |         |         |
|--------------------------|---------|---------|---------|
| プレミアム血統書(遺伝子検査CLR記載の血統書) |         |         |         |
| 検査可能な重篤な遺伝病              | GMI CLR | GMI CAR | GMI AFE |
| GMIガングリオンドーシス(劣性遺伝)      | DM CLR  | DM CAR  | DM AFE  |
| 変性性脊髄症(DM)(劣性遺伝)         | CL CLR  | CL CAR  | CL AFE  |
| 神経セロイドポフスチン症(CL)(劣性遺伝)   |         |         |         |



## 動物愛護法とKCジャパン

動物愛護法の制定は昭和 48 年 10 月 1 日。KC ジャパン創立の 25 日前のことでもともに 50 年の歴史を持ちこの符合はいわば必然と言えるでしょう。動物愛護法の目的は、動物虐待禁止など「生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」こと、動物の管理指針を定めて「動物による人の命、身体及び財産に対する侵害を防止する」ことなのです。人と動物の関係性の深まり、愛護の意識の高まりによって、平成 11 年、平成 17 年、令和元年と改正が重ねられ、令和 4 年 6 月 1 日からは改正法全体が施行されています。

KC ジャパンの目的である「人と動物がよりよい関係で共生できる社会を創ること」は動物愛護法の目指すところと一緒にありともに「私たちの愛する犬たちが、「ペット」から「コンパニオンアニマル」、そして「家族の一員」「パートナー」へと向上するために歩んだ同じ道なのです。